極 東 或 際 軍 事 裁 判 速 記 錄 第九號

和蘭王國、新西蘭、印度及ビ比律賓國 聯合王國、「ソビエット」社會主義共和國 **亚米利加合衆國、中華民國、大不列顛愛蘭 聊邦、濠州聯邦、**加奈陀、佛蘭西共和國、

被告 星野 直樹 嶋田繁太郎 佐藤 賢了 松井 石根 木村兵太郎 賀屋 興宣 平沼騏一郎 橋本欣五郎 周明 次郎 修身 松岡 重光 大島 木戸 幸一 板垣征四郎 廣田 弘毅 土肥原賢二 洋右 数 葵 浩 純

東鄉茂德

昭和二十一年六月四日(火曜日)

裁判所側

裁判長

豪洲聯邦代表 加奈陀代表 ウイリアム・F・ウェッブ駒

中華民國代表 ル判事

E●スチュワート●マツクドウガ

梅汝敖氏

東京都舊陸軍省內極東國際軍事裁判所法廷二

濠洲聯邦代表 S・Y・ローゼンブリット大佐

A・J・マンズフイールド氏

H • G • / 1 ラン代將

佛蘭西共和國代表 和蘭王國代表

リング氏

ツピエット」社會主義共和國

大不列顛北愛蘭聯合王國代表 I·M·ザリヤノフ判事 トリッ ク卿

亞米利加合衆國代表

印度代表 ジョン・P・ヒギンス判事

梅津美治郎

參與檢察官 亞米利加合衆國代表 ジョセフ・B・キー ナン

中華民國代表 亞米利加合衆國代表 フランク・タブナー・JR氏

大不列顛北愛蘭聯合王國代表 向哲谱氏

「ソピエット」社會主義共和國 S・A・ゴルンスキー氏 A・S・コミンズ・カー氏

加奈陀代表

新西蘭代表 バーナード・ヴィクター・A・ロ

ラーダ・ピード・バル判事

氏

被告廣田弘毅辯護人

アンリー・ベルナール氏

エリマ・ハーベー・ノースクロフ

被告荒木貞夫辯護人

フランクリン・ワーレン氏 被告土肥原賢二辯護人

サムウエル・J・クライマン大尉

デイヴイツドF・スミス氏 被告平沼騏一郎辯護人

ジョージ・C・ウイリアムス氏

被告木戶幸一辯護人

佛蘭西共和國代表 ロベル・オネト氏

W·G·F・ボルゲルホフ・マル デル氏

新西蘭代表

比律實代表 印度代表 ペドロ・ロペス氏 ゴピンダ・メノン氏

ジエームス・N・フリーマン氏

被告佐藤賢了辯護人

辯護人側

ピーバレー・M・コールマン海軍大佐 主席辯護人(亞米利加合衆國側) ローレンス・P・マックマーナス氏 補佐辯護人

アリステイデイーズ・ラザラス中尉

被告畑俊六辯護人

ウイリヤム・ローガン氏 被告星野直樹辯怨人

和蘭王國代表

A·T・ラヴァー ジ氏

オウエン・カニンガム氏

被告大島浩辯三人。

フロイド・J・マテイス氏

被告小磯國昭辯護人

ルフレッド・W・ブルックス氏

被告松井石根辯護人

R・H・ウイリアム代將

ジョージ・A・ファーネス大尉 被告重光奏辯護人

エドワード・P・マツクドーモツト氏 被告嶋田繁太郎辯護人

チャールス・B・コードル氏 被告白鳥敏夫辯護人

チャールス・T・ヤング氏

被告東鄉重德辯護人

ペンブルース・ブレークニー少佐

被告梅津美治郎辯護人

辯護人(日本側) 被告荒木貞夫辯護人 原

被告土肥原賢二及已被告大島浩辯護人 崎 直 義氏

逸 郎氏

被告橋本欣五郎辯護人

ジョウゼフ・C・ハワード氏 被告木村兵太郎辯護人

被告廣田弘毅辯護人

被告畑俊六辯護人 崎 正 義氏

宇佐美六郎氏 被告平沼騏一郎辯護人 忠氏

井五一郎氏 **被告星野直樹辯護人**

被告板垣征四郎辯護人

被告質屋與宣辯護人

被告木戸幸一及ビ被告東郷茂德辯護人

塩原時三郎氏

三文字正平氏 被告木村兵太郎辯護人

竹內金太郎氏

被告南次郎辯護人 被告武藤章辯護人 本 尙一氏

被告小磯國昭辯護人

小林俊三氏

被告松岡洋右辯護人

鵜、澤、總 明氏 高 野 弦 雄氏 積 重 威氏 田半藏氏

被告松井石根及ビ被告白鳥敏夫辯護人

言語部長 デイヴイツド・P・ホーンステイン海軍

モニター 午後 伊丹明氏、小野寺正氏 午前 林秀一氏

通 午後 午前 森富男氏、島內敏郎氏 土屋隼氏、岡孝氏

被告永野修身辯護人 山八郎氏

被告岡敬純辯護人 宮 信 次氏

大原信一氏 被告大川周明辯護人

被告重光葵辯護人 柳賢三氏

高橋 義 次氏 被告嶋田繁太郎辯護人

長谷川元吉氏

被告鈴木貞一辯護人 潤 一 郎氏

三宅正太郎氏 被告東條英機及已被告佐藤賢了辯護人

被告梅津美治郎辯護人

檢察側/申出ニ關シテ申ショス() 各項事件ニ關 理ノ延期ヲ却下致シマス、併シナガラ更ニ證據 同人ノ名前が起訴狀カラ削除サレルコト並二審 病舎二收容シ、最高指令官ノ命令スル安全保障 シテ居リマスガ、但シ全快ノ見込ナシトハ言 アリマス、證據二依リマスト狀態ハ非常二思化 病院二移サレルコトヲ要求シ、倘又起訴狀ヨリ シ冒頭陳述ヲナスノ件――當法廷ハ各項事件 理サレ、尚ホ辯護人ニ對シ同人ハ色々ナ辯護ヲ ガアリマシタ時にハ申出ヲシテモ宜シウゴザイ 側除サレルコト、或ハ然ラズンバ適當ナル時期 付キ、共ノ該常日頭ニ於テ陳述ヲナスコトヲ許 ナスコトガ出來ルト當法廷ハ認メテ居リマス、 ノ手段ヲ講ジマスコトヲ命令シマス、當法廷ハ マセヌ、仍テ當法廷ハ被告松岡ヲ東京帝人隔溯 マデ審理ヲ延期スルコトヲ要求シテ居ルモノデ マス、其ノ間同人ハ辯護人ニ依ツテ常法廷ニ代

ヲ開廷致シマス 午前九時三十四分開廷

テ全部出席シテ居リマスカ――是カラ考慮中デ 〇ウェツブ裁判長 被告へ松岡並二大川ヲ除イ アリマシタ決定ヲ申上ゲマス

隨テ其ノ間全快ノ時ニハ出廷ノ上、認否ヲ行フ 但シ公正ナル裁判ヲ受ケル爲ニ共ノ辯護人ニ依 コトガ出來マス、隨テ本申出ハ却下致シマス、 ダ有罪無罪ノ申立ヲシテ居リマセヌ、但シ、本 致シマス、大川ハ尚ホ起訴狀カラ削除サレンコ 廷ハ大川ヲ東京帝大ノ精神病科ニ移シ治療スル ス、證據二依リマスト、被告八日下重大ナル精 東京帝大ノ精神病院ニ移スト云フ要求デアリマ 公判進行中ニ全快ノ見込ナシトハ言へマセヌ、 令サレルヤウナ適當ナル保護措置ヲ執ルコトト コトラ命令致シマス、但シ最高指令官二依り命 神病ヲ患ツテ居ルト云フコトデアリマス、當法 ツテ代理サレマス マデ審理ヲ延期スルコトヲ申出テ居リマス、未 トヲ申出テ居リマス、然ラズンバ適當ナル時期 大川周明ヨリ提出ノ事件――是ハ大川被告ヨ

松岡洋右ノ申出ノ件――是ハ松岡被告ガ個人

ルコトナ命令致シマス

〇ヴァンミーター執行官 故ニ極東軍事裁判所

受入レマスルニ當リマシテハ、反對バイツデモ ルコトガ出來ルノデアリマス、此ノ證據書類ヲ 或ハ不十分デアルトカ云フヤウナ理由デ反對ス 多大ノ證據ヲ除クト云フ目的デアリマス、各被 法廷ハ檢察側ニ 對シ 日本政府ノ諸記録、並ニ 對スル法廷認知ヲ許可致シマセヌ、檢察側ノ申 告い其ノ何レノ證據二對シテモ關係ナイトカ、 依ツテ被害ヲ豪ムルコトハアリマセヌ、尚ホ當 ハ考へマセヌ、又檢察側ノ申ス通り、第十二條 可致シャス、本件ハ條例ニ違反スルトハ當法廷 但ジ丹附ダケデハ證據ノ立證ガ出來ナイト云フ スル認定ラ行フト云フコトニナッテ居リマス、 **ヲ行フト云フノデハナクテ、出來事ノ日時ニ對** 入レニ依リマスト、其ノ九十五ノ出來事ノ認定 コトニナツテ居リマス、其ノ目的ハ百餘ニ餘ル 依リマスト政府ノ公文書等ニハ裏書が必要ナイ ノ必要ナイコトヲ許可致シマス、第十三條Dニ ノ目的ニ合シテ居ルト思ヒマス**、辯護人**ハ之ニ テ、常法廷ハ共ノ事件ガ出テ來ル都度共ノ認定 コトラ法廷ハ考ヘマス、事ノ重大性ニ鑑ミマシ 許可致シマス、常法廷ハ檢察側提出ノ九十五ニ 「レコード」ヲ提出スルコト、但シソレニハ裏書

出サレル總テノ證據物件ニュ順番ノ番號ラ付ス 正確ニ行ハレナクテハナリマセヌ、サウ云ノ條 ヲ許可致シマス、但シ總テ是ハ公正ニ行ハレ、 件ノドニ文書ノ官憲カラノ裏書ナシニ證據トシ テ受容レルコトヲ認メマス 當法廷ハ檢察側並ニ辯護人側ニ對シマシテ提 當法廷ハBニ要求サレテアリマスコトノ認知

ハアリマセヌカラ、正式ニ却下致シマス――首川來ルト思ヒマス、隨テ本要求ヲ提出スル理由 ハアリマセヌカラ、正式ニ却下致シマスー 各被告ニ關スル證據ガ出サレル前ニナスコトガ 述オスルコトガ出來ルヤウニナツテ居リマス、 サレテアリマス通り、各被告ハ館單ナル劈頭陳 スル件――是八本裁判所條例第十五條Cニ明示 辯護人側中出ノ各項日三闢スル劈頭陳述三屬

Oプレークニー辯護人 裁判長閣下…… (通譯

ロウエッブ裁判長 (通譯ナシ)

ヲ申立テルコトハ控ヘマスカラ、裁判所ノ許シ ラ得マシテ、劈頭演説が終了致シマスレバ、纏 頭演説ノ寫ショ賞ツテ居リマスガ、其ノ劈頭演 說ニ使用サレテ居ル言葉ニ對シテ色々異議ガゴ ヲサレル前二、 護團ヲ代表致シマシテ一言申 ロブレークニー辯護人 首席検察官が劈頭陳述 メテ異議ヲ申立テタイト存ジマス ガイマス、劈頭演説ガ行ハレテ居ル間一々異議 上ゲタイト存ジマス、辯護側ハ首席檢察官ノ劈

陳述ョナシマシタル後二一括シテ反對ラ申述べ ルコトヲ許可致シマス 〇ウエップ裁判長 法廷ハ、首席檢察官ガ勝頭 本側首席辯護人清瀨氏ニ替ッテ戴キマスへ訂正 マスガ、其ノ劈頭演説ノ日本語譯ニ闢シテ、日 此ノ問題ニ付テ色々語學ノ問題ガ起ッテ居リ 林モニター「副首席辯護人」・・・・)

〇清瀬辯護人 有難ウ、併シ事ハ實際ニ關スル 出シテ戴キマスレバ、適當ニ處分致シマス 〇ウエップ裁判長 是等ノ反對ニ關シマシテ カラ、豫メ御訂正ヲ願ツタ方ガ宜イト思ヒマス 違ツテ居ルノミナラズ、非常ナ問題ヲ起シマス ハ、先程申シマシタ通リ、劈頭演説後最後ニ提 メント」ト云フ意味ニナリマス、是ハ明カニ間 ハ、日本語デハ今飜譯サレタ通り罰、「パニッシェ ル處罰」ト書イテ居リマス、「竣嚴ナル處罰」 ト云フ言葉ノ譯ガアリマスルガ、之ヲ「竣嚴ナ 宣言ヲ引用サレテ「スターン・ジャスティス」 ヤホーン」デハ調子ガ揃ハヌト思ヒマス ヲ得テ喜ンデ居リマスルガ、進行ノ混雜ヲ避ケ 劈頭陳述ノ日本譯ヲ頂戴致シマシタ、大變便宜 ル爲コニツノコトダケヲ同ヒタイト存ジマス ノデス、コンナニ澤山脱ケテ居リマシテハ「イ 1、 五枚半ト云フモノガ和文ノ方ニアリマセヌ モウーッハ、英文ノ五十二頁ニ「ポッダム」 ツハ英文ノ第一頁ノ二番カラ六頁ノ終りマ

〇ウエップ裁判長 本件八是デ終リデゴザイマ

コトデアリマスカラ・・・

ガ同僚陪席檢事ヲ御紹介シタイト思ヒマス (「フランス」代表「オネト」検察官ヲ紹介ス)

〇キーナン檢察官 ………

ロウエップ裁判長 十分間休憩致シマス 「キーナン檢察官劈頭陳述」 午前十時五十分休憩

午前十一時開廷

〇キーナン検察官 ……… **ロウエップ裁判長** 首席檢察官

「キーナン檢察官劈頭陳述ノ續」

〇ウエップ裁判長 一時半迄休憩致シマス 午前十一時三十八分休憩

〇ヒューズ執行官 兹コ極東國際軍事裁判所 午後一時三十分開廷

○清瀬辯護人 昨日「キーナン」 首席檢察官ノ

開廷ヲ宣シマス 〇キーナン検察官 ………

Oファーネス辯護人 是ハ暫ク時間 要シマス ノデ、辯護人側ト致シマシテ休憩ヲ御願ヒ致シ 〔キーナン檢察官劈頭陳述ヲ終ル〕 「キーナン検察官劈頭陳述ノ續」

Oウエップ裁判長 十五分間休憩ヲ致シマス 午後二時五十四分休憩

〇ヒューズ執行官 只今ヨリ開廷致シマス 午後三時二十分開廷

ロファーネス辯護人 私ガ辯護シテ居ル被告ハ ロファーネス辯護人 我々ガソレニ對シテ 抗談 職ノ基礎ョナスモノョ知ラサセテ下サイ ヒタイト思ヒマス、アナタノ動談ノ根柢ヲナス 〇ウエップ裁判長 「ファーネス」少佐、アナタ 〇ウエップ裁判長 サウデス ヨセントスル字句ニ付テデアリマスカ モノ、ソレラ支援スル議論ナシニ唯アナタノ抗 ノ動議ヲサレル場合ニ外ノ方ト一緒ニ抗議ヲ伺

ヒマス、只今裁判長ハ此ノ理由此ノ抗辯ハ後程 スルコトガ出來ルト言ハレマシタ ノ被告人ノ他ノ辯護人カラ他ノ抗辯ガアルド思 題ハ旣ニ判決ガ下サレテ居ルノデアリマス、他 論ヲ蒸シ返シタモノデアツテ、此ノ管轄權ノ問 ス、又我々い初メノヨ十二頁三對シテ反對致シ 次ノ一句、即于此ノ節ノ最後ノ一句デアリマ 等ノ主張ヲ信ズルナラバ」ト始マル一節、及ビ デ續イテ居リマスガ、五十三頁「若シ我々ハ彼 リマス、其ノ一節及ビ次ノ一節、是ハ五十頁マ 第一節「次ノ如ク觀測サレル」ト始マル一節デア マス、其ノ理由ハ、是ハ管轄ノ問題ニ對スル議 リマス、四十六頁第二節及ビ第三節、四十九頁 五頁最初ノ一句「此ノ行爲ハ」上始マル一句デア 章、最後ノ一節、三十頁最後ノ一句三 十二 頁 節、第三節、及ビ引用文、二十八頁 最 後 / 文 一吾々ガー九二八年即チ昭和三年一月一日」ト云 句カラ頁ノ終リマデ、三十三頁第一節、三十

是レ以上聽カナイト決定致シマシタ

「海瀬辯護人所言席ニ前ク」

Oウエップ裁判長 アナタハドウ云フ 抗議ヲナ

〇ウエップ裁判長 私ハ共ノ陳述ハ不適當ナモ 場合ヨリモ、更二時間ヲ要シテ居ルト中シマス

ノ言葉ノヤリ取リハ、私ニ辯論ヲサセテ異レタ ルモノガアリマス」)义此ノ辯護人側及ビ判事ト

ノデアル、法廷ハ最早アナタノ仰シヤルコトヲ

全問題ヲ此ノ問題ニ集中ショウトスルヤウニ見 〇ウエップ裁判長 只今ノ抗蔵へ被告ア 為三 述二集中シテ居ルヤウニ思ヒマスし 掛ケラレマス(訂正 小野寺モニター「劈頭陳

頭険述ヲ支持シナイ限リニ於テ、アナタハ其ノ 〇ウエップ裁判長 檢事側/提出スル證據が劈

テ居リマスガ、併シ此ノ賭頭陸述ノ或ル部分: ト云フコトデ、今アナタガ此處デソレヲ殊更取 デ、此ノ機會三反對スベキデアルト思ヒマス

〇ウエップ裁判長 其ノ反對申出ハ却下致シマ 、全體トシテノ陳述ニ反對スルモノデアリマス

ロファーネス辯護人 ソレデハ我々ガソレニ對 シテ反對スル説ヲ讀ミマス

Oファーネス辯護人 英語文ノ第二十三頁第二 **ロウエップ裁判長** 頁並ニ行ヲ知ラシテ下サイ

〇ファーネス辯護人 我等ノ企闘セルモノハサ ウデハアリマセヌデシタ

非常二不適當デアリ妈情的デアルト思ヒマスノ 〇ファーネス辯護人 我々ハ、ソレヲ能ク知ツ 劈頭随述ヲ攻撃スル權利ガアリマス **ロウエップ裁判長** 劈頭随述ガ煽情的デアッタ

語ノ記錄カラハ御除キ願ヒタイト云フコトガ 於テ日本語ニ通譯サレテ居ルノデアリマス、其 英語デ御述ベニナラヌコトガ非常ニ長イ範圍ニ 〇濤瀬辯護人 「キーナン」サンノ劈頭陳述ニ、 サレルノカ、今簡單二述ベテ下サイ ノ中ニ相常ニ重要ナモノガアリマスカラ、日本 ツデアリマス

飜譯サレテ居ル、是ハ峻霞ナル裁判ト飜譯サル 今川中ショシタ「ボッダム」宣言ノ「スターン・ マニ、此ノニッチ指摘致シマス、尚未其ノ他ニ ジャスティスト ト云フ文字ガ峻殿ナル處 罰ト フ頁ノ初行カラ八行目マデ、此ノ一段ハ『キ』 八全クアリマセス、ナキモノガ飜譯サレテ居り マデ、是レ全體ハ「キーナン」検事ノ御演説ニ ソレカラ共ノ次ニ別續キ七十三ノ初行カラ五行 イ、若シ訂正ガ必要デアレバサウ致シマセウ 〇ウエップ裁判長 其ノ場所ヲ指摘シテ下サ ナン」檢事ノ御演説ニハナカツタコトデアリマ 〇清瀬辯護人 致シマス、小サイコトハ別トシ ス、次ハ尙ホ重要ナコトデ日本「テキスト」ノ テ、日本語ノ「テキスト」ノーノ十八ノAト云 ノ七十二初行カラ此ノ全體デス、終リマデ、

ロファーネス辯護人 此ノ劈頭陳述ノ目的ハ私

避スル證據ノ種類ヲ述ベヤウト云フモノデアリ

理解スル所ニ依レバ簡單ニ檢事側ノ主張ヲ立

マシテ、私ノ考ヘデハ劈頭陳述ハソレヲシテ居

ト思ヒマス、多クノ場合劈頭陳述ニハ事實が述 リマセヌ、デアリマスカラ今抗議スペキデアル

ベテアルヤウデアリマスガ、ソレハ不適當デア

此ノ法廷カラ除外サレルベキデアルト主張致

小野寺モニター「事實ト稱サレテア

マスへ訂正

Oウエップ裁判長 是八言語部デ訂正出來ルコ トデアルト思ヒマス

程命ジャセウ、併シ只今此處デソレヲ論議スベ 之ヲ命ジマシテ、必要ナル訂正ヲスルヤウニ後 者、アモニター」並ニ裁定官其ノ他言語關係者ニ 〇ウエップ裁判長 法廷ト致シマシテハ 通譯 マシテ、後二過チノナイヤウ三願ビマス ○清瀨辯護人 ドウカ然ルベク御訂正ヲナサイ キ場所デハゴザイマセヌ

〇クライマン辯護人 裁判長閣下、本裁判中如 コトラ探シ出サウトシテ居ルノデアリマス 何ナル裁判手續ガ執ラレルモノデアルカト云フ 裁判長殿、私ハ今二、三ノコトヲ筆記シマシ

タガ、ソレヲ簡單ナ文章デ述ベサシテ戴キタイ

キマシテ私ハソレニ相當スル箇所ニ線ヲ引キマ ロクライマン辯護人 私ノ最初ノ筆記ハ起訴狀 **ロウエップ裁判長** 述べテ差支へアリマセヌ 諸問題ニ關聯性ノナイ事實、サウシテ之ニ付

少シハッキリト知ラセテ下サイ 〇ウエップ裁判長 アナタノ仰シャル旬ヲ モウ

此ノ期間外デアリマスカラ、此ノ問題ニ關聯性 チ昭和十三年カラー九四五年、昭和二十年マデ 狀ニ於ケル共同謀議ト云フモノガー九三八年即 ネス」少佐が既ニ指摘サレマシタガ、其八二十 **ロクライマン辯護人** 二十三頁、是ハ コプアー ガナイモノト主張致シマス ガ、一九〇四年即チ明治三十七年ト云フモノハ ノ期間ニ付テノ問題ヲ扱ッテ居ルノデアリマス 三頁二日露戰爭ニ付テ述ベテアリマスガ、起訴

關係アルモノトシテ茲ニ取上ゲタモノト思ヒマ 討チ的行爲ノ事件デアリマスカラ、其ノ問題ニ 〇ウエップ裁判長 其ノ事件ハ 日本政府ノ騙シ

○クライマン辯護人 分リマシタ、同ジヤウナ 反對ヲ三十二頁ノ最後ノ一節ニ付テ致シマス、 又之ニ關シマシテ私ハ幾ツカノ筆記ヲ致シマシ 是本此ノ起訴狀ノ諸問題ニ關係ナキ問題

> ・是ハ關聯性ナキモノト主張致シマス、又二十七 法律デアリ、認メラレタ法律トハナツテ居リマ 引用文デアリマスガ、私ハ之二對シテ最上ノ リマス、又第十四頁ノ上、新シイ參畫者モ元來 ノ法律デアルカ、サウデナイカガ議論サレテ居 之二付テ法的認知ヲスルコトハ出來マスガ、本 第二節、米國ノ日本占領ニ付テデアリマスガ、 ニ關スル項、五十頁ノ第一節全部、五十二頁ノ 頁ノ最初ゴアリマス「ヘーグ」條約ノ附屬文書 メラレテ居ル法律ニ立脚シテ居リマセヌカラ、 ト云フ一節デアリマス、又十九頁ノ混合委員ニ ガナゼ處罰サレナイカニ付テ疑惑ヲ感ジテ居ル ラレテ居ル此ノ被告人ノ諸權利ヲ侵害スルモノ 敬意ハ拂ヒマスガ、現在ハマダ議論サレテ居ル 所、即チ國際法ニ於ケル戰爭犯罪ト云フ文章ノ 認サレタ法則」ト云フ字句デアリマス、是ハ侵 事件ニ關聯性ナイモノト思ヒマス、又實際ハ其 付テノ一節、ソレハ此ノ各國ニ於テ一般的ニ認 節ノ終リマデ、人々ガ戰爭ノ準備者並ニ挑發者 デアルト思ヒマス、四頁ノオ終ヒカラ五頁ノ一 ラ.扱ツタモノデアリ、ソレハ世界中ニ於テ認タ 付テ反對致シマス、十五頁カラ十七頁マデノ箇 カラノ陰謀者ト同様ニ有罪デアルト云フ箇所ニ 略戰爭ノ挑發者ノ個人的責任ニ付テくコトデア 付テ筆記ヲ致シマシタ、第四頁第一節「既ニ承 ル事項ニ關シテ、法律デアルト主張スル箇所ニ

〇ウエップ裁判長 (通譯ナシ)

・〇ウエップ裁判長・裁判長ト致シマシテハ、ア 時デハナイノデアリマスガ、後ノアナタノ御話 氏ニ對スル論駁デアリマス、今コ、デ議論スル ナタガ議論シテ居ルノハ、主トシテ「キーナン 居リマスガ、續ケテ宜シイデセウカ 求メテ居ルト云フ原則ニ從ツテ今マデ發言シテ 續二付テ、ドウ云フ手續デアルカト云フコトラ 〇クライマン辯護人 私ハ今本法廷ノ裁判ノ手 ハ宜シウゴザイマス

付テ讀マシテ戴ケマスデセウカ **6クライマン辯護人** デハ軍法會議ノ手續法 〇ウエップ裁判長

> **ロウエッブ裁判長** (通譯ナシ) Qクライマン辯護人 デハ私ノ筆記シタコトラ 單二述ベサシテ戴ケマスデセウカ

〇ウエップ裁判長 アナタハ我々ノ時間ヲ空費 所ヲ省略シテ戴キダイト思ヒマス

付テ抗辯ヲサシテ戴ケマセヌデセウカ Oクライマン辯護人 私ハ立證出來ナイコトニ トサイ ヲ御存ジノ筈デスカラ、ドウゾソレヲ實行シテ 〇ウエップ裁判長 アナダハ動議ニ對スル規則 「岡通譯 先程辯護人ガ申シマシタノハ、

Oウエップ裁判長 「クライマンL辞護士ノ議論 ヲ議論スル時モアリマセウ コ、ハ適當ナ時デアリマセヌカラ、後ニソレ 述ベマシタ」

裁判デアルト云フ二ツノ動議ヲ提出シタイト 告、平沼ノ無罪判決及ビ此ノ裁判い間違ツタ

居ルモノデアッテ、ソレハ我々ガソレヲ調ベル 十頁カラ先ノコトデアリマス、五十頁ノ第二節 テ私ノ唯一ノ反對ハ劈頭陳述ニ於テ證據ヲ提出 約束サレマシタ、此り機會、此ノ時二於キマシ ロブルックス辯護人 此ノ劈頭陳述ノサレル前 マスカラ、劈頭陳述ニ人レルコトハ不適當デア シテ居ルト云フコトニ付テデアリマス、即チ五 ニ總テノ抗辯ハ劈頭陳述後サレルト云フコトガ コトノ出來ナカツタ情報ニ基イテ居ルノデアリ カラ五十二頁ノ上マデノ箇所ハ證據ヲ提出シテ ルト主張致シマス

テ入レルコトハ」……) (訂正 小野寺モニター「劈頭陳述ニ證據トシ

ロブルックス辯護人 (通譯ナシ) Oウエッブ裁判長 (通譯ナシ)

ケナイト云フノデハナク、「キーナン」以ガ是 スカト聞キマシタニ對シ、辞護人ハソレガイ 「岡通譯 只今裁判長ガアナタハ劈頭陳述ニ證 據ヲ提出スルノハイケナイト云フノデアリマ カラ提出スルト言ッテ居ルノニ、實際ハ其ノ

張サレテ居ルガ、實際ハ疑ノアル事實デアル箇 〇クライマン辯護人 先が我々ハ事實トシテ主 フ餘地ノアル事實ニ付テ證據トシテ述ベテ居 ラ證據ヲ提出致シマスト言ツテ、ソレカラ爭 ルノデアルト申シマシタ、「キーナン」氏ハ自 ルノデアリマス」 證據ヲ提出ヲテ居ルコトニ關シテ抗辯シテ居

時機ハ又後ニモアラウト思フノデアリマス―― 只今カラ十二日午前九時三十分マデ休廷致シマ ト云フコトハ前ニ申上ゲタ通リデ、其ノ適當ナ ニ付テ、今議論スル適當ナ場所デゴザイマセヌ Oウエップ裁判長 検察官カラ擧ゲラレ タ問題

午後四時二分休廷

年月日 IF. 號 頁 誤 段 fj

三・六・三 八一 H yM・コルーマ にレバレー・ バレー・ ン海軍大尉 ン海軍大尉

三头皇

八

俊三氏

(缺席)